

町県民税にかかる税制度が変わります

1. 寄附金税制の拡充（ふるさと納税）

寄附金税制の改正点は、大きく二つあります。一つは、これまでの寄附金控除の計算の方法が見直しされ、控除方式が所得控除方式から税額控除方式に、10万円を超える寄附金から適用していたものが、5千円を超える寄附金へ引き下げられました。もう一つは、地方公共団体(松伏町など)に対する寄附金については、5千円を超える部分について一定の限度まで、町県民税と所得税を合わせて全額控除されることになりました。これが一般的に「ふるさと納税」と言われているもので、ふるさとに直接納税するのではなく、ふるさとの地方公共団体に寄附をした場合に、その一部が個人住民税及び所得税から控除される(税金が安くなる)制度をいいます。また、寄附対象は出身地に限らず、全国の市区町村・都道府県が対象となります。

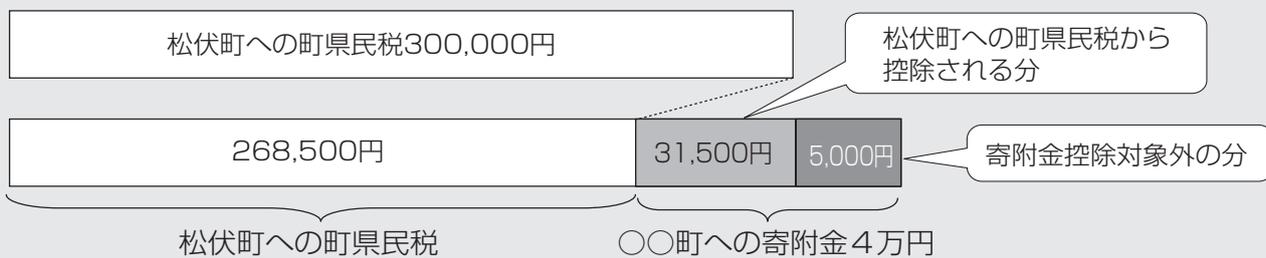
■控除対象者／町県民税の納税義務のある方

■控除対象となる寄附金額／5千円を超える部分の寄附金額

■手続き／税務署への確定申告が必要(確定申告されない方は、町へ町県民税の申告をする必要があります。)

モデルケース ふるさと納税のイメージ

給与収入 700万円 扶養 配偶者 子供2人 寄附金 ○○町への寄附金4万円 所得税率 10%



★控除額の上限は、町県民税所得割額の1割です。

★所得税率が10%であるので、所得税上では3,500円が軽減されています。

つまり、所得税と町県民税を合わせると40,000円の寄附金に対して35,000円(31,500円+3500円)の効果があることとなります。

2. 町県民税にかかる公的年金からの特別徴収制度の導入

公的年金受給者の納税の便宜及び徴収の効率化を図る観点から、現在納付書で納付されている町県民税を、公的年金から天引きする制度(特別徴収制度と言います。)が平成21年10月支給分から実施されます。内容は次のとおりです。

特別徴収の対象者	前年中及び今年度に老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方。 ただし、次のような場合には対象外となります。 ①老齢基礎年金額の年額が18万円未満である場合 ②当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える場合
特別徴収の対象税額	公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額
徴収方法	①上半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。 ②下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1を本徴収します。 ※特別徴収を開始する年度又は新たに対象者となった年度は、上半期に普通徴収(納付書で納付)で、下半期に特別徴収(年金からの天引き)で徴収することとなります。

3. 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大

軽減税率の廃止

上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、10%(所得税7%・町県民税3%)の軽減税率が設けられていましたが、平成20年12月31日までの適用期間をもって廃止され、税率は20%(所得税15%・町県民税5%)になります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間については特例が設けられ、譲渡所得は500万円以下の部分、配当所得は100万円以下の部分については、10%(所得税7%・町県民税3%)が適用されます。なお、それぞれの金額を超える場合には、申告が必要となります。

配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当所得については、申告分離課税方式が創設され、総合課税方式と選択できるようになります。この申告分離課税方式を選択した場合には、総合課税方式と異なり配当控除の適用は受けられなくなりますが、株式の譲渡損失との損益通算が可能となります。